

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日:令和2年12月1日

事業所名: HOPEおおしお

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	スペースに合った人数での支援を意識しています。また、時間等で工夫しています。	なされている。	子どもが安心して取り組めるように、十分なスペースの確保を行いながら、それぞれの子ども状況に合わせて支援していきます。
	2 職員の適切な配置	法令で必要とされる人員配置をしています。	なされている。	子どもの年齢、特性に合わせて配置の仕方を考えていきます。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	令和2年8月に事業所が移転し、階段に手すりがついている等、基本的に配慮はできています。同時に職員の声かけや配置も意識しています。	なされている。	引き続き安全面に配慮しつつ、視覚からもわかりやすいように目印になるものをつけていきます。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	子ども達の降所後に室内の清掃及び消毒を行っています。また、破損個所がないか定期的に確認し、必要に応じて修繕を行っています。	なされている。	子どもの発達段階に合わせた机、椅子の配置をしています。また、季節感が感じられる壁面を作ったり、飾りを置いています。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	毎日のミーティングや定期的に事業所内研修を行うことで、職員の意見を吸い上げ、業務改善を図っています。		現時点での課題を職員間で共有し、具体的な改善点を会議等を通して話し合っています。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	定期的に内部監査をおこなっています。また、同法人の事業所が監査で指摘を受けた事項を参考に、改善部分については意識して行っています。		継続的に内部監査は行いつつ、外部評価も受ける中で、業務改善を実施していきます。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	職員には随時研修案内をしています。また、職員の資質向上のために、事業所内では各職員が持ち回りで研修をおこなっています。		今後も積極的に外部研修にも参加していきけるようにしていきます。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	子どもや保護者からのニーズを聞き取り、それに沿った支援内容を考えて計画を作成しています。	なされている。	標準化されたアセスメントツールを使用し、子どもや保護者のニーズを十分に分析したうえで、計画を作成していきます。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	子どもの特性に合わせて活動内容を考えています。また、コミュニケーション分野については、できるだけ集団支援を意識した計画を作成しています。		個々のニーズに合わせて、個別・集団活動の計画を検討し、作成していきます。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	子どもの発達に必要な領域ごとに項目を設定し、到達目標及び当面の目標との整合性を図った支援内容を記載しています。		現況・ニーズを的確に分析しながら、ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせた支援内容を記載していきます。
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	定期的に計画に沿った支援が行われているか、職員間で確認しています。また、実際に支援を行ってみてどうだったか振り返りをしています。	実施されている。	支援の方向性がずれないように、適宜ミーティングの機会をもち、確認の場をもつていくようにしていきます。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	職員ミーティングを通して活動内容を話し合い、プログラムの内容を精査しています。	実施されている。	プログラム立案の際には、できる限り多くの職員で話し合いの場をもち、活動に幅が出るようにしていきます。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	イベント等を盛り込んだり、支援時間帯を変える等して工夫しています。		子どもや保護者からの要望を取り入れながら、よりきめ細やかな支援が行えるように時間や内容を設定していきます。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	個別と集団支援、紙ベースと実践というふうに変化するようにプログラムが多様化するよう配慮しています。		定期的に活動内容を見直し、プログラムの考案、検討を行っていきます。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	口頭ではもちろんのこと、日報等を通して職員間で子どもの状況を確認できるようにし、支援のあり方について話し合うことができています。		個々の子どもに合った支援内容を話し合い、その中で前回の支援と照らし合わせることで、次の支援に繋がるようにしていきます。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	できる限りその日に振り返るようにしていますが、それが難しかった場合は後日報告し、その次の支援までにミーティング等で共有の機会をもっています。		情報共有だけに留まらず、個々に合った具体的な支援方法についても話し合っていきます。
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	通所記録の書き方の例を作成し、それに基づいて記録のとり方を徹底しています。また、定期的に通所記録、日報の読み返しをおこなっています。		支援の検証・改善を継続して実施していきます。
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	計画の見直しは基本6か月以内としながらも、子どもの状況に合わせて計画の立て直しを行っています。そのために、定期的にモニタリングを実施しています。		事業所内だけでなく、相談支援員からの情報も積極的に得るうえで、見直しを行っていきます。
	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へ参画	相談支援員を中心に、児童発達管理責任者、保護者を基本としながら、状況に応じて学校や病院等も入って会議を行っています。		今後も継続して子どもにとって必要な関係機関が集まった会議を行っていきます。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	現在、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもの利用はありません。		今後利用があった際には、各関係機関と連携した支援を実施していきます。
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	現在、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもの利用はありません。ただ、薬を服薬している子どもの主治医とは連絡が取れる体制は整えています。		今後利用があった際には、連絡体制を整備していきます。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間の支援内容等の十分な情報共有	保育園や幼稚園の行事等に積極的に参加して、情報共有を図っています。また、必要に応じて会議の場をもっています。		担当者会議等にも参加してもらえるように、積極的に働きかけを行っていきます。	
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	今年度障害福祉サービス事業所へ移行する子どもがおり、そちらの事業所に情報提供しています。同時に移行までどういった準備が必要かを聞いています。		今後は、障害福祉サービス等の体系を知ると共に、円滑な移行支援ができるように、事前に種類別に見学をおこなっていきます。	
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	年に数回、会議の場に出席し、研修を受けています。また、そこで他事業所とも情報共有しています。		職員の資質向上のために、引き続き積極的に研修に参加していきます。	
	7 児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	外へのイベントを行った際には、地域の子どもと触れ合う機会はあります。ただ、定期的にそういった機会の提供は今現在ではできていません。	概ねなされている。	できる限り、地域交流の場がもてるような機会を作っていくようにしていきます。	
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	現在は実施できていません。今後、検討していきたいと思っています。	現段階ではなされていない。	まずは事業所の存在を地域により知ってもらうために、啓発活動を積極的に行っていきます。その中で、地域に開かれた事業を目指していきます。	
	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に一通り細かく説明をしています。そこで質問があった際には、その都度話をしています。	なされている。	保護者に安心して事業所を利用してもらえるように、引き続き丁寧に説明をしていきます。	
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	アセスメントに基づいて立てた支援内容を、計画書を提示しながら説明を行っています。	なされている。	計画書の提示はもちろんのこと、支援内容について質問があった際には、細かく説明していきます。	
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	家族支援として家庭で行える支援を具体的に伝えて、それが実行できているか定期的に確認しています。	概ねなされている。	対応の仕方について説明した後、実際に関わってみてどうだったかを聞き、必要に応じて助言・アドバイスをしていきます。	
保護者への説明責・連携支援	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	送迎時や電話等で、細かく伝えることができている。必要に応じて懇談の場ももっており、日々共通理解を図っています。	なされている。	引き続き情報共有しながら信頼関係を築いていき、保護者と共通理解を図っていきます。	
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	定期的に保護者から聞き取りを行っています。必要に応じて、関係機関とも連絡を取り合っており、会議の場を設けています。	なされている。	今後も個別懇談等を行っていき、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、適切な対応をしていきます。	
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	年に1回保護者会を開催しています。そこで保護者同士が話できる機会を作っています。	概ねなされている。	日頃から保護者同士が連携とれるように、保護者にもイベント等の参加を促していきます。	
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	契約時に苦情申出書を手渡したり、苦情対応体制について説明をしています。そして、苦情・要望があった場合には、迅速に調査を行い、適切に対応しています。	なされている。	日頃から保護者が意見・要望を出しやすいように、送迎時などに時間を作って話をしていくようにします。	
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	視覚的なものを用いたり、伝える言葉を端的にする等して、スムーズに意思疎通が図れるように心がけています。	なされている。	通所記録の書き方を工夫したり、電話や面談を通して、少しでもわかりやすく情報伝達していくようにします。	
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	月に1回会報を発行し、活動内容や行事予定を伝えています。また、ホームページでもブログで活動報告をしています。	なされている。	会報の内容については、保護者からも意見を聞いていき、できるだけ保護者の知りたい情報を載せていくようにしていきます。	
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	契約時に、保護者には秘密の保持についての説明し、職員には個人情報規定についての研修を行っています。また、個人情報が記載された書類等は、鍵付きキャビネットに保管しています。また、パソコンについては、パスワードを設定しています。	なされている。	引き続き、個人情報の取り扱いには十分注意を払っていきます。	
	非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各種マニュアルについては、年度初めに職員に研修をして周知を図っています。保護者には、契約時に説明をしています。	なされている。	定期的にマニュアルの見直しをおこなっていきます。
		2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	火災と地震を想定した避難訓練を定期的に実施しています。	なされている。	訓練はもちろんのこと、家庭でも日頃からのような備えが必要かということも具体的に伝えていきます。
		3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	研修には積極的に参加し、学んだ内容を他の職員にも伝える等して職員間で共有しています。同時に、日頃の支援が適切かどうかを随時話し合っています。		今後はどの職員もが研修に参加できるよう、機会の確保をしていきます。
4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載		身体拘束をやむを得ず行う可能性がある子どもは、現在利用がありません。		今後利用があった際には、職員間で身体拘束の適切な理解の共有を図っていきます。	
5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応		医師の診断書、保護者から情報を得て、全職員で確認して対応をしています。		より適切な対応ができるように、必要に応じて医師とも連携をとっていくようにします。	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット報告書を作成し、事例をもとに事業所内で研修をして共有を図っています。		ヒヤリハットが起りやすい時間帯、場所等を検討し、対応策を考えて以前よりも件数が減るように努めていきます。